

1. リ災証明と関連する各種被災者支援制度について

制度の現状

- リ災証明は、被災した建物の被害程度を証明
- リ災証明に明確な法的根拠は不存在
- 判定基準は、内閣府の指針等で規定
- 様々な被災者支援制度で、リ災証明を根拠に支援区分等が設定



今回の震災対応で顕在化した課題

- 土地被害がリ災証明の対象とならず、造成宅地の崩落被害等が反映されない
- 再建可能な建物も、津波による完全流失も同じ「全壊」判定
- 分譲マンションの被害判定における、被害状況と判定結果の乖離
- 関連の薄い被災者支援制度の要件となることにより、建物被害認定調査・リ災証明発行業務を必要以上に過重にし、迅速な調査や判定に支障

災害時の支援制度の課題について

2. みなし仮設住宅の提供等に関する課題について（災害救助の現物支給の原則）

制度の現状

- 法律上は、災害時の救助は「知事が必要と認める場合...金銭を支給してなすことができる」と規定（災害救助法）
- 実際には、国の通知や災害救助事務取扱要領により現物給付が原則
- みなし仮設住宅（民間借り上げ仮設住宅）については、家主と自治体が契約を結んだ上で、自治体が被災者に住宅を提供



今回の震災対応で顕在化した課題

- 県、被災者、大家、不動産業者、市町村の間で多くの書類が何往復もする煩雑な手続き
- 仮設住宅の期間延長手続きの際にも、物件ごとに更新時期が異なること、大家の意向確認が必須なことなどにより、大きな事務負担

災害時の支援制度の課題について

3. 災害援護資金貸付制度について

制度の現状

- 世帯主が重傷を負った、または住家・家財に著しい被害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯に対し、生活再建のための資金を貸付(最高350万円)
- 貸付金の財源の2/3は国から自治体への貸付



今回の震災対応で顕在化した課題

- 被災者が自治体に対し償還不能となっても、自治体は国に対して償還義務を負う。被災地の自治体が過大なリスク負担
- 貸付期間・償還期間など、償還事務が非常に長期にわたり、被災した自治体の職員・組織体制、財政状況に大きな負担
- 阪神淡路大震災のケースでも、発災後18年を経て、未返済者が約2割